

諮問番号：令和3年度諮問第7号
答申番号：令和3年度答申第16号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇社会福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成31年3月4日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（ただし、保護の変更の時期を平成30年12月1日とした処分。以下「本件処分1」という。）、同日付で行った法に基づく保護変更決定処分（ただし、保護の変更の時期を平成31年1月1日とした処分。以下「本件処分2」という。）、同日付で行った法に基づく保護変更決定処分（ただし、保護の変更の時期を平成31年2月1日とした処分。以下「本件処分3」という。）、及び同日付で行った法に基づく保護変更決定処分（ただし、保護の変更の時期を平成31年3月1日とした処分。以下「本件処分4」といい、本件処分1、本件処分2及び本件処分3と併せて「本件変更処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求1」という。）は、棄却すべきである。

また、処分庁が審査請求人に対して平成31年3月19日付けで行った法第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件返還処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求2」という。）は、認容すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

過支給である事をその頃担当していたケースワーカーは数年何も指導も質問もせず職務怠慢であると言わざるを得ない。多額（加算分全額）の返還の義務だけ押し付けることは不当である。

通院については、体調が良くなってきたこともあるが、外出することや人混みの中にいることで過呼吸などの体調不良になることが多く、通院時には電車に乗らなければならない、通院の過程で悪化することがあったため、病院から遠のいていた経緯がある。

2 審査庁

本件審査請求1は、棄却すべきである。また、本件審査請求2は、認容すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求1は、棄却されるべきである。また、本件審査請求2は、認容されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件変更処分について

処分庁は、審査請求人の障害者加算について、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の2の（2）のエの（イ）及び生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7の65に基づき、加算の根拠としていた精神障害者健康福祉手帳（以下「手帳」という。）（2級）の有効期限が平成28年12月31日で切れていることを平成31年2月に把握したことから、発見月からその前々月までにあたる平成30年12月以降の保護費について、障害者加算を削除し、各月において過支給となった17,530円について返納を求める本件変更処分を行ったことが認められる。

障害者加算の削除について、処分庁は、平成29年1月以降、審査請求人の精神科への受診履歴はなく、障害の程度を確認することができないため、障害者加算に該当しない旨主張する。

これに対して、審査請求人からは、平成29年1月以降においても、障害者加算が認定されるべき障害の状態にあったとする主張はない。

以上からすると、本件変更処分は、生活保護問答集について（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13の2の（答）1に照らし、その判断及び過程に違法又は不当な点は認められない。

(2) 法第63条の解釈と運用について

法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において処分庁の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を処分庁の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還決定を行うに当たって、同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮した上で、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない(福岡地方裁判所平成26年3月11日判決及び東京地方裁判所平成29年2月1日判決参照)。

(3) 本件返還処分がされた経緯について

障害者加算の認定の誤りを発見した処分庁は、審査請求人の自立更生のための用途に供されるべき経費(以下「自立更生費」という。)について検討するため、審査請求人に対し、過支給となった保護費について、その用途の聴取を行ったが、日常生活における消費であり、課長通知第8の40に規定される自立更生費を確認することができなかったとして、過支給となった保護費の全額について本件返還処分を行ったものと認められる。

しかし、本件返還処分における自立更生費の検討は、生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成24年課長通知」という。)に基づき、「④当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」について検討が必要とされるどころ、本件返還処分の対象となる収入は、過支給となった保護費であって、生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8の3の(3)に規定される収入ではないにも関わらず、処分庁は、課長通知第8の40の答に基づく判断の結果、本件返還処分を行っていることについて、違法な点が認められる。

また、処分庁が本件返還処分をするまでの間に、審査請求人の資産や収入の状況、生活実態等について、具体的に調査を行ったことを裏付ける事実を認めることができない。

さらに、調査の結果を踏まえ、本件過支給費用の全部又は一部の返還をたとえ分割による方法によってでも求めることが、審査請求人に対する最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反することとなるおそれがあるか否か、審査請求人世帯の自立を阻害することとなるおそれがあるか否か等についての具体的な検討をした形跡も見出すことができない。

加えて、本件においては、審査請求人にも手帳の未更新について処分庁への報告を行わなかったという事実は認められるものの、処分庁は、審査請求人の手帳の有効期限を把握しており、自ら有効期限後の状況について確認す

ることが可能であったにも関わらず、有効期限から約2年もの間、確認作業を怠っているという特段の事情のあることに留意すべきものと言える。

(4) まとめ

これらを踏まえると、処分庁は、本件返還処分に至る判断の過程において考慮すべき事情を考慮せず、審査請求人の資産や収入の状況、生活実態など検討すべき個別具体の事情についての調査を行っていない点において、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして、本件返還決定〔本件返還処分〕に違法な点があると認められ、取消しを免れない。

(5) 前記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件変更処分及び本件返還処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和3年 7月 1日	諮問書の受領
令和3年 7月 2日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：7月16日 口頭意見陳述申立期限：7月16日
令和3年 7月26日	第1回審議
令和3年 7月30日	審査会から処分庁に対し回答の求め（回答書： 令和3年8月3日付け〇〇〇〇第331号。以下 「回答書」という。）
令和3年 8月26日	第2回審議
令和3年 9月27日	第3回審議
令和3年10月25日	第4回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

(1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、「前4条に規定するところは、この法律の基本原則であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことの

できない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。これを受けて、厚生労働大臣は生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）を定めている。

- (3) 法第63条は、「費用返還義務」について規定しており、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。
- (4) 保護基準別表第1の第2章の2の(2)は、「障害者加算は、次に掲げる者について行う。」とし、次に掲げる者として、「ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の身体障害者障害程度等級表（以下「障害等級表」という。）の1級若しくは2級又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者（後略）」と「イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者（中略）。ただし、アに該当する者を除く。」を定めている。
- (5) 次官通知第8の3の(3)は、「次に掲げるものは、収入として認定しないこと。」とし、次のアからチを記している。

ア 社会事業団体その他（地方公共団体及びその長を除く。）から被保護者に対して臨時的に恵与された慈善的性質を有する金銭であつて、社会通念上収入として認定することが適当でないもの

イ 出産、就職、結婚、葬祭等に際して贈与される金銭であつて、社会通念上収入として認定することが適切でないもの

ウ 他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

エ 自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額

オ 災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額

カ 保護の実施機関の指導又は指示により、動産又は不動産を売却して得た金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

キ 死亡を支給事由として臨時的に受ける保険金（オに該当するものを除く。）のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

- ク 高等学校等で就業しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、次に掲げるもの（ウからキまでに該当する者を除く。）
 - （ア）生活保護法による保護の基準（中略）別表第7「生業扶養基準」に規定する高等学校等就学費の支給対象とならない経費（学習塾費等を含む。）及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額
 - （イ）当該被保護者の就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられることを保護の実施機関が認めた場合において、これに要する必要最小限度の額
- ケ 心身障害児（者）、老人等社会生活を営むうえで特に社会的な障害を有する者の福祉を図るため、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭のうち支給対象者一人につき8000円以内の額（月額）
- コ 独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第10号に規定する心身障害者扶養共済制度により地方公共団体から支給される年金
- サ 地方公共団体又はその長から国民の祝日たる敬老の日又は子供の日の行事の一環として支給される金銭
- シ 現に義務教育を受けている児童が就労して得た収入であって、収入として認定することが適当でないもの
- ス 戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金又は戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金
- セ 未帰還者に関する特別措置法による弔慰料（同一世帯内に同一の者につきスを受けうるすることができる者がある場合を除く。）
- ソ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される医療特別手当のうち3万6730円並びに同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料
- タ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法又は戦没者の父母等に対する特別給付金支給法により交付される国債の償還金
- チ 公害健康被害の補償等に関する法律により支給される療養手当及び同法により支給される次に掲げる補償給付ごとに次に定める額
 - （ア）障害補償費（介護加算額を除く。）（略）
 - （イ）遺族補償費（略）

なお、次官通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（6）局長通知第7の2の（2）のエの（イ）は、「身体障害者手帳、国民年金

証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。」と記している。

なお、局長通知は、処理基準である。

- (7) 課長通知第7の問65は、「局長通知第7の2の(2)のエの(イ)にいう「障害の程度が確認できる書類」には、精神障害者保健福祉手帳が含まれるものと解して差し支えないか。」について、答として、「精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、お見込のとおり取り扱って差し支えない。(後略)」と記している。

なお、課長通知は、処理基準である。

- (8) 課長通知第8の問40は、「局長通知第8の2の(3)及び(4)にいう自立更生のための用途に供される額の認定は、どのような基準によるべきか。」について、答として、「被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとする。

(後略)」とし、次に掲げる経費として、「(1) 被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損われた場合の当該生活基盤の回復に要する経費又は被保護者が災害等により負傷し若しくは疾病にかかった場合の当該負傷若しくは疾病の治療に要する経費」及び「(2) (1)に掲げるもののほか、実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費(後略)」と記している。

- (9) 平成24年課長通知1の(1)は、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。(後略)」とし、次に定める範囲の額として①から⑥を記し、③は、「当該収入が「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第8の3の(3)に該当するものにあつては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)第8の40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額。(後略)」と記し、④は、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであつて、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。(後略)」と記している。

- (10) 問答集問13-2の(答)2は、扶助費戻入決定の遡及の限度について、「(前略)扶助費の額を遡及変更して、過渡分を戻入する(中略)場合も遡

算を削除する本件処分4を行った。

なお、上記4件の処分に係る通知書の「保護の変更の時期」の欄には、本件処分1については「平成30年12月1日」、本件処分2については「平成31年1月1日」、本件処分3については「平成31年2月1日」、本件処分4については「平成31年3月1日」と記載されている。また、上記4件の処分に係る通知書の「変更の理由」の欄には、それぞれ、「〇〇さん〔審査請求人〕の障害者加算2の削除による。◆過支給額は17,530円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。17,530円返納してください。」と記載されている。

- (4) 平成31年3月5日に開催したケース診断会議の会議票には、「経過及び問題点」として、審査請求人の手帳の有効期限が平成28年12月31日で切れ、その後更新を受けていない旨、及び、審査請求人から手帳の有効期限が切れた以降は通院しておらず、体調等が良くなってきていたため特に通院する必要はないとの考えを確認したことに伴い、平成29年1月から平成30年11月まで誤って認定されていた障害者加算(17,530円×23か月)に係る保護費403,190円が過支給になっている旨が記載されている。

また、「ケース診断結果」として、障害者加算の認定条件である局長通知第7の2の(2)のエの(イ)について検討を行い、平成29年1月以降、精神科への受診履歴がなく、障害の程度が確認できないため、過支給となった保護費403,190円は法第63条を適用し、返還を求めることし、課長通知第8の40に基づき自立更生費について審査請求人に聴取し、当該経費の認定可否について検討することとした旨が記載されている。

- (5) 平成31年3月11日に開催したケース診断会議の会議票には、同月5日に開催したケース診断会議の結果により、課長通知第8の40に基づき、過支給となった保護費において自立更生費について審査請求人に聴取したところ、日常生活における消費であったとの弁であり、認定可能な経費を確認することができなかつたため、過支給となった保護費403,190円全額について法第63条を適用し、費用返還を求めることとした旨が記載されている。

- (6) 平成31年3月19日付けで、処分庁は、平成29年1月から平成30年11月までに支給した障害者加算403,190円を法第63条に基づき返還させる本件返還処分を行った。

本件返還処分の通知書には、「このたび、平成28年12月31日で手帳の有効期限が切れていることが判明しました。これに伴い、あなたに支給されていた扶助費のうち、平成29年1月から平成30年11月までの間の障害者加算イ17,530円×23か月分、計403,190円が過支給とな

っております。つきましては、下記金額〔403,190円〕について生活保護法第63条に基づく返還義務が生じたので、通知いたします。」と記載されている。

- (7) 令和元年5月20日付けで、審査請求人は、本件審査請求1及び本件審査請求人2（これらを併せて「本件審査請求」という。）を行った。

3 判断

(1) 本件変更処分について

ア 本件についてみると、処分庁は、平成31年2月に審査請求人の手帳の有効期限が平成28年12月31日で切れていることを把握し、前記2(2)のとおり、審査請求人から手帳の有効期限が切れた以降は、通院しておらず、体調等が良くなってきていたため特に通院する必要はないとの考えを確認した上で、障害者加算を削除することとし、前記1(10)のとおり、問答集問13の2の(答)2に照らして発見月からその前々月までにあたる平成30年12月から平成31年3月の各月で過支給となった17,530円について返納を求める本件変更処分を行ったことが認められる。

イ 本件審査請求1の主たる争点は、審査請求人について障害者加算の要件該当性が失われたと認められるか否かであるため、以下、この点を検討する。

障害者加算における障害の程度の判定については、前記1(6)のとおり、局長通知第7の2の(2)のエの(イ)において、原則として身体障害者手帳等により行うとし、身体障害者手帳等を所持していない者については、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこととされており、前記1(7)のとおり課長通知第7の問65において、「障害の程度が確認できる書類」には、精神障害者保健福祉手帳〔手帳〕も含まれるとされている。

上記の局長通知は、従前から障害者加算を受けていた者に係る障害の程度が、身体障害者手帳等の有効期限が切れたことをもって直ちに障害者加算の要件該当性が失われることを示すものではないと解することができる。

ウ そこで、本件審査請求1では、本件変更処分の時における審査請求人の障害の程度が問題となる。

この問題に関して、本審査会は、処分庁に対し、本件変更処分から現在に至るまでの審査請求人の手帳の取得(更新)の状況、病状、通院状況(医療券の発行や自立支援医療費の支給等)について把握をしているかについて質問を行った。

これに対し、処分庁は回答書で、〇〇〇〇〇〇や〇〇〇による通院歴、〇〇〇〇〇〇〇〇〇による手術加療目的の入院歴はあるが、審査請求人が「精神障害者保健福祉手帳（２級）の有効期限失効後、通院はしておらず、それ以降は体調等も良くなってきていたため特に通院する必要はないとの考えであった」と説明するとおり、精神科に通院していないことを回答している。また、回答書で、医療券の発行や自立支援医療費等を受けていないことを把握しており、手帳の取得及び更新は行っていないことを担当課（障がい福祉課）に確認している旨回答している。

また、本件変更処分を行うに当たり、審査請求人の障害の程度、病状について医師への照会や検診命令等の調査を行ったかについての本審査会の質問に対して、処分庁は回答書で、（ア）上記の回答のとおり、自らの判断で通院を中断していたことから、医師に照会を行ったとしても当時の症状を正確に把握することは困難である旨、（イ）審査請求人自身が手帳の有効期限失効により認定されていた障害者加算が削除されることを把握していた上で通院の必要がないと判断している旨、（ウ）審査請求人から法第６１条に基づく障害者加算に関する届出がなかったことから、検診命令を行う必要はないとの判断に至った旨回答している。

エ 一般に、「従前から障害者加算を受けていた者に対し、障害者加算の要件該当性が失われるに至ったとして、その要件該当性喪失後に支給されていた障害者加算の額の返還を求める場合には、実質的には遡って保護の変更の効果を生じさせるものといえる。一方、職権によって保護の変更を行うためには、「保護の変更を必要とすると認めるとき」に該当することが求められ（法第２５条第２項）、かつ、既に決定された保護を被保護者の不利益に変更する場合には、「正当な理由」が必要であるとされている（法第５６条）。これらの規定からすれば、上記のような場合に障害者加算の額の返還請求が認められるためには、積極的に障害者加算の要件該当性が失われたことを基礎付ける事由の存在が認められる必要があると解すべきであって、そのような事由が存在することについては、返還金額を決定する保護の実施機関側において立証責任を負うものというべきである。」（東京高等裁判所（令和元年（行コ）第１４４号）同年１１月６日判決）。

また、身体障害者手帳等を所持していない者については、保護の実施機関が指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うことを求めることとした局長通知の趣旨にも鑑みれば、保護の実施機関は、障害者加算を削除する保護変更処分をするに当たって、障害の程度、病状について医師への照会や検診命令等、加算の要件該当性が失われたことを基礎付ける事実について慎重に調査することが求められる。

それゆえ、本件変更処分に当たって処分庁の行った調査が十分なもので

あったと認められるかについては疑義が残る。しかしながら、本件の事情の下で、前記2(2)及び前記ウの回答書のとおり、(ア)処分庁が、審査請求人から手帳の有効期限の経過後は通院していないことを確認し、(イ)手帳の有効期限の経過後は体調等も良くなってきており通院の必要はないとの審査請求人の考えを聞き取ったこと、また、(ウ)処分庁はその後、継続的に審査請求人の健康状態を確認し、審査請求人に対し必要に応じ受診を促していること、これに対し、審査請求人は、内科については受診しているものの、障害者加算の認定に係る精神科には通院していないこと、さらに、(エ)審査請求人が手帳の有効期限が切れた後も障害者加算の要件に該当する障害の程度にあったとの主張及び立証を行っていないことを考慮すれば、本件変更処分において審査請求人の障害者加算の要件該当性が失われたとした処分庁の判断に、違法又は不当な点があるとまでは言えない。

オ 審査請求人のその他の主張を勘案しても、本件変更処分に違法又は不当な点は認められない。

(2) 本件返還処分について

ア 通例、法第63条に基づく費用返還の取扱いについては、平成24年課長通知の定めが参照される。

平成24年課長通知1の(1)は、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。」とした上で、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とし、③に「当該収入が事務次官通知第8の3の(3)に該当するものにあつては、保護課長通知第8の40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額」を挙げ、④に「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」を挙げている。

イ そこで、本件返還処分がなされた経緯をみると、前記2(4)のとおり、平成31年2月に審査請求人の手帳の有効期限が平成28年12月31日で切れ、その後更新を受けていないこと等を確認した処分庁は、平成29年1月以降、審査請求人には障害者加算の要件該当性がないと判断の上、過支給となった保護費について法第63条に基づき返還を求めるとし、前記2(5)のとおり、課長通知第8の40に基づく自立更生の対象となる経費を確認することができなかつたとして、本件返還処分を行ったものと認められる。

ウ 過支給の事実を把握してから本件返還処分を行うまでの間に、処分庁が行った審査請求人の自立更生費に係る検討は、前記イのとおり課長通知第

8の40に基づく検討にとどまっており、前記第3の2(4)で審理員が、「処分庁は、本件返還処分に至る判断の過程において考慮すべき事情を考慮せず、審査請求人の資産や収入の状況、生活実態など検討すべき個別具体の事情についての調査を行っていない点において、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして、本件返還決定〔本件返還処分〕に違法な点があると認められ、取消しを免れない。」と述べる意見に関して、審査会に特段の異論はない。

エ なお、本件において、処分庁は、審査請求人の手帳の有効期限が切れている事実を、約2年もの間、把握できていなかったことが認められる。

審査請求人が手帳の更新を受けていない旨の報告を行っていなかった事実が認められるものの、処分庁は、審査請求人の手帳の有効期限を把握する立場にあった以上、処分庁に確認作業の怠りがあったという特段の事情のあることに留意すべきとする審理員の意見は妥当である。

(3) まとめ

以上のとおり、本件審査請求のうち、本件変更処分については違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求1は、棄却されるべきである。

また、本件審査請求のうち、本件返還処分にかかる請求には理由があるとする審査庁及び審理員の意見に異論はない。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長） 曾和 俊文

委員 船戸 貴美子

委員 前田 雅子